

公益財団法人横浜 YWCA 寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人横浜 YWCA（以下「この法人」という）が受け入れる寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄附金等の種類)

第2条 この法人が受け入れる寄附金等の種類は次のとおりとする。

- (1) 一般寄附金 寄附者が使途を特定せずに寄附した寄附金
 - (2) 特定寄附金 使途があらかじめ特定された次に掲げる寄附金
 - ア 使途特定寄附金 寄附者が寄附の申込にあたり、あらかじめ使途を特定するもの
 - イ 募集特定寄附金 この法人が、募集にあたり、あらかじめ使途を特定するもので、募集総額、募集期間、募集理由、資金使途及びその他必要な事項を説明した書面（以下「募金趣意書」という）をもって理事会の承認を得たうえで募集するもの
- 2 この規程における寄附金等には、金銭のほか金銭以外の財産権を含む。

(寄附金の取扱い)

第3条 一般寄附については、50%を公益目的事業費に、50%を管理費に使用するものとする。ただし、管理費に充当すべき金額について管理費に充ててなお残余がある時は公益目的事業費に充当することも可とする。

- 2 使途特定寄附金については、全額を寄附者の特定した使途に使用する。
- 3 募集特定寄附金については、適正な募集経費を控除した残額の総額を募金趣意書に従い使用する。この場合、適正な募集経費は募集総額の30%以下としなければならない。

(募金趣意書の交付等)

第4条 募集特定寄附金を募集する時は、募金趣意書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、ホームページにおいて募金趣意書を公開し、これに賛同して寄附した者へは事後に交付することができる。

(受領書等の送付)

第5条 一般寄附金又は特定寄附金を受領した時は、遅滞なく礼状及び受領書を、募集特定寄附金に限り第4条第1項による募金趣意書を寄附者に送付するものとする。

- 2 前項の受領書には、この法人の事業に関連する寄附者である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。